

(資料2-2)

伊藤議員提出資料

平成19年5月11日

第3章 グローバル化を踏まえた国内問題の解決

1. 外国人労働者

これまでの外国人労働者についての考え方は、高度な技術を持つ外国人は受け入れ、単純労働者は受け入れないというものである。この原則、考え方は、4点で現実に即したものとなっていない。第一に、留学・就学を隠れ蓑に単純労働者が大量に流入していると推察される。第二に、就労目的別の来日外国人でみると、13万人超（全体の80%あまり）が、「興行」関係であり、医療はわずか4人であるなど、「高度な技術」からイメージする実態とは異なっている。第三に、既に永住も視野に入れ受け入れた日系外国人の日本での技術習得、生活環境（特に子供たちの就学）には問題がある。第四に、職業・職種は、高度な技術と単純労働に二分できるほど単純な問題ではない。

所得格差、つまり日本で高賃金の就労機会があることは、低所得国の人達には魅力である。日本では今後、少子高齢化で労働力不足が予想される職種が多くある。このような状況で、頑なに外国人労働者を「高度な技術」に限定することは不可能であり、様々な社会的、制度的、政治的矛盾を引き起こす。広義の資格・技能を持ち、仕事や生活の遂行に不自由のない日本語を修得した外国人には、原則、日本での就労を可能とすべきである。このため、就労可能な在留資格を、大幅に拡大すべきである。既に資格化されている介護関係の職種¹も就労できる入国資格とすべきであり、それ以外にも、様々な職種²を就労可能な入国資格とすることが、日本経済の活性化の上で重要である。また、育成すべき職種について資格を大幅に拡大し海外での取得を可能とし、当該資格を取得した外国人の入国を認めることを検討すべきである。なお、日本語の習得については、外国において、日本語の学習機会を積極的に与えることで、来日する時点で、既に日本語に堪能であるような外国人の増加を図り、外国における日本語教育を振興する手段を考える。

介護士、看護師、医師など、少子高齢化の進展の中で需要が高まる職種については、積極的に就労の機会を提供すべきである。また、育児負担、介護負担を軽減するための職種を資格化して、外国人労働者に開放すべきである。自由貿易協定の締結国からは、日本語の習得、国家資格取得を前提に、外国人労働者に在留資格を与えるべきである。日本人では不足する労働者を一定数受け入

¹ 介護福祉士、ヘルパー1級、ヘルパー2級等。

² 例えば、補助教員、保育士、秘書、システム・エンジニア、旋盤工等。

れる、少子高齢化で不足する労働者を計算してその分を受け入れるという発想はとらない。日本語と国家資格取得を条件に、後は、労働市場の需要と供給が決めることである。また、外国人労働者の受け入れに当たっては、同様の技能を持ち、同じような仕事をこなす日本人労働者と、賃金において差別しないようにしなければならない。

これまでのJETプログラム³は、教育現場における生きた英語に触れる機会を増やしてきたが、日本人の国際意識の増大、外国人の日本理解の増進に大きな成功を収めている。このように、外国人労働者の受入れは、日本社会の国際化や、国際的な相互理解を深めることにつながる。

外国人による犯罪の増加が、国民の間に、外国人労働者受入れを躊躇させる要因の一つになっている。凶悪犯罪の増加の背景には、留学・就学を隠れ蓑にした入国の急増⁴、不法滞在者や不法就労をチェックする仕組みの不備などが挙げられる。不法労働者の増加を防ぐため、入管制度と就労管理を一体化することが必要であり、労働者の就労資格を留学している教育機関、雇用する企業が定期的にチェックすることを義務付け、違反企業・教育機関には罰金を科すべきである。電子パスポート等を活用しながら、不法入国者を厳しく取り締まるとともに、不法就労に対する罰則の強化が必要である。また、短期間日本において滞在費用を補填するために一定の条件の下で働きながら滞在する制度（ワーキング・ホリデイ）の利用を希望する外国人は今後も増加すると思われる。ワーキング・ホリデイ制度を、現在の相互承認（ワーキング・ホリデイ実施国で日本人の受入れを認めている国とだけ締結）から、一方的承認（相手国が日本人を受け入れなくとも、相手国から受け入れる）に切り替えることで、多くの国籍の外国人の来日希望を叶えることは重要である。

2030年には、日本で働く外国人が現在に比べ大幅に増加することが見込まれるが、互いの文化や価値観を尊重しつつ、職場や地域において共通のルールやシステムを確立する必要がある。

³ 「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)のこと。外国語教育の充実と地域レベルの国際化の推進を図るため、地方公共団体が外国人青年を招致する事業。

⁴ 外国人留学生・就学生（以下、留学生と総称）が、ここ数年、急増（約2倍）したことで、学業に専念できない学生、もともと学業をする意欲もなく就労のための隠れ蓑として留学した者、などが多く含まれるようになったと推察される。また、留学生を受け入れる大学の受け入れ態勢にも大きな差ができてきたことも指摘できる。学習意欲、学習の前提となる基礎知識、学習の前提となる生活費の準備ができていない留学生には、留学ビザを出すべきではない。たとえ準備不足で来日しても、お互いに悪い印象を持ったまま留学を終えることになるからである。重要なのは、単なる留学生の数の増加ではなく、周到に準備の整った留学生を受け入れることで、留学生と受け入れ教育機関、受け入れコミュニティ、全てが満足のいく結果を出すことである。留学生には、少なくとも留学1年目には学業に専念してもらい、不法労働することがないようチェックする体制を強化すべきである。留学2年目以降は、成績と本人の希望のもとに、アルバイトを許可するが、就労実態について、常に大学、雇用主、入管が連絡をとりあう体制を構築し、不法労働の学生が多い学校には罰金を科すべきである。また、2年目以降は、特に学業が優秀な留学生に与える奨学金を創設するべきである（これには所得・資産による選別は課すべきではない）。